

## 一般社団法人日本整形外科超音波学会 情報公開規則

### 第1条(目的)

この規則は、一般社団法人日本整形外科超音波学会（以下「この法人」という。）の定款第63条に基づき、活動状況、運営内容および財務資料等を積極的に公開するための必要事項を定め、公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

### 第2条(法人の責務)

この法人は、情報公開に際して、趣旨を尊重し、個人情報that不当に公開されないよう最大限の配慮を行う。

### 第3条(利用者の責務)

情報公開の対象資料を閲覧または謄写した者は、得た情報を適正に使用し、個人の権利を侵害しないよう努める。

### 第4条(管理)

この法人の情報公開に関する事務は事務局が管理する。

### 第5条(情報公開の方法)

この法人は、対象資料に応じて公告、公表、資料の事務所備え置き、インターネット等の方法で情報公開を行う。

## 第6条(規則の変更)

この規則の変更は理事会の決議による。

## 附則

この規則は、令和6年10月18日から施行する。